

# 選挙権より年齢高く、供託金も



## ⑮ 被選挙権

	選挙権を持つ人	被選挙権を持つ人
衆議院議員	18歳以上の日本国民	イ歳以上の日本国民
参議院議員	18歳以上の日本国民	ウ歳以上の日本国民
都道府県知事	18歳以上の日本国民で、その都道府県の同一市町村に続けてアカ月以上住んでいる人など	エ歳以上の日本国民で、その都道府県の議選権を持っている人
都道府県議会議員	18歳以上の日本国民で、その市町村に続けてアカ月以上住んでいる人	オ歳以上の日本国民
市町村長	18歳以上の日本国民で、その市町村に続けてアカ月以上住んでいる人	カ歳以上の日本国民で、その市町村議選権を持っている人
市町村議会議員	18歳以上の日本国民で、その市町村に続けてアカ月以上住んでいる人	カ歳以上の日本国民で、その市町村議選権を持っている人

日本国民で18歳になれば選挙権を持ちます。ただ市町村長と市町村議会議員の選挙は、その市町村に続けてアカ月以上住んでいないと、投票できません。都道府県知事と都道府県議会議員の選挙は、その都道府県の同一市町村に続けてアカ月以上住んでいるか、その後引越しても、同じ都道府県の市町村に住んでいれば投票できます。

国会議員の選挙権にはこのような条件はなく、住所が変わっても手続きすれば投票できます。

一方、選挙に立候補できる「被選挙権」を持つのは衆議院議員と都道府県議会議員、市町村長と市町村議会議員、市町村長と市町村議会議員は25歳以上、参議院議員と都道府県知事は30歳以上です。都道府県議会議員と市町村議会議員は、それぞれの議員選挙の選挙権を持っていることも被選挙権の条件となっています。

被選挙権は選挙権と同様に「主権者の権利」ですが、その権利を得る年齢は選挙権より7〜12歳も高く、立候補するときには、選挙によつて15万〜600万円もの「供託金」を国に預け、キと没収されます。これらは「立候補の自由」を妨げていると指摘されています。

左の記事を読んで下の問いに答えましょう。

- 1 空欄アに入る数字を書きましょう。
- 2 空欄イ〜カには、25か30のどちらかが入ります。それぞれ書きましょう。
- 3 供託金はどんなときに没収されるでしょう。空欄キに入る言葉を書きましょう。

1

	イ	ウ	エ	オ	カ
2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3

## NIEワークシートのこたえ（2023年8月14日公開）

◆ワークシート「被選挙権(社会・主権者教育)」  
2023.8.11付 朝刊 教育 解答

1 3

2 イ 25 ウ30 エ25 オ25 カ25

3 選挙の得票が少ない(同意可)